

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東通原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 大場 國久

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究センターに対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)

新検査制度では、事業者の改善活動(コレクティブアクション)に係るプログラムが有効に機能することが重要になる。現在、事業者においては、同プログラムの充実に取り組んでいるところであり、こうした状況を踏まえ、事業者の改善活動に係るプログラムの充実及び運用の状況について確認する。

具体的には、自らの施設で発生した不適合事象に対し、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が徹底して行われていること、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべきものは、確実に予防処置として対応されていることを確認する。

(2) 保守管理に係る検査

核燃料施設等においては、非常用ディーゼル発電機設備に付随する燃料油配管の未点検、排気系統の未点検等、いずれも事業者が自らの施設について、点検状況を把握せず、安全上重要な施設等に対して長期間点検を行っていなかったことが昨年度の検査で確認された。

こうした状況を踏まえ、施設の老朽化の状況を勘案した上で維持管理すべき機器等の保守管理が適切に行われていることを確認する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況に係る検査

近年、実用発電用原子炉施設においては、原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生している。また、外部事象等に対する体制については新規制基準において

強化されているところであり、関連設備・機器等の管理や、非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備など様々な事業者の取組が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、外部事象等に対する体制の整備状況について確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置に係る検査

昨年度は「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」「原子燃料工業株式会社熊取事業所におけるウラン粉末の漏えい」等の異常事象が発生し、計画外の放射線業務従事者の被ばく、核燃料物質等の漏えい、想定していなかった汚染等が発生した。

このことから、仮に異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

(5) QMS文書のレビューの実施状況に係る検査

平成29年度の保安規定の変更認可を受け大幅なQMS文書の改訂が必要となったことから、平成29年5月のセンター所長マネジメントレビューにおいて、品質目標に「QMS文書のレビューの実施」を追加するとともに、年間行動計画を作成し進捗管理を行っており、QMS文書のレビューの実施状況を確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期

(1) 第1回(第1四半期):6月中旬

(巡視等の運転管理業務を含み3日間)

(2) 第2回(第3四半期):11月中旬

(巡視等の運転管理業務を含み3日間)